

小国公立病院看護学生奨学金貸付要領

1 趣旨

この奨学金制度は、将来、小国公立病院の看護師として勤務しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸付けることにより、小国公立病院における看護師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的として創設したものです。なお、貸与を受けた期間に応じた小国公立病院の看護師として勤務した場合は、奨学金の返還が免除されます。

2 応募資格・方法

1) 応募資格

次の条件に該当する者で、将来、小国公立病院において看護師として勤務する意思を有する者。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を受けている者は除く。

ア 保健師助産師看護師法第 21 条及び第 22 条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校または厚生労働大臣もしくは都道府県知事が指定した養成所に在学する者。

2) 募集人員 1年度3名まで

3) 貸付の額 月額5万円とする

4) 貸付の期間 貸与を決定した月から在学している養成施設を卒業する月まで。
(最大5年。毎年度更新が必要で、交付申請書及び在学証明書を提出していただきます)

5) 貸付の時期 毎月末日に当該月分を本人名義の口座に振込みます。

6) 貸付の決定 申請書類及び面接審査により決定します。

7) 応募方法及び募集期間

(1) 看護学生奨学金貸付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して下さい。

添付書類

- ①在学証明書
- ②学校(養成施設)推薦書(様式第2号)
- ③住民票の写し(世帯全員のもの)
- ④履歴書
- ⑤印鑑登録証明書(連帯保証人2名のもの)

(2) 保証人

①奨学生には2名の連帯保証人が必要です。この場合において、1名は親権者又はこれに類する者とします。

(3) 応募時期 随時(ただし、定員人数を超えた場合は、その時点で締め切る。)

(4) 応募方法

小国公立病院事務局へ申請書を提出してください。申請書用紙は小国公立病院ホームページよりダウンロードすることができます。また、事務局にも用意しております。

3 奨学金の返還

借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた奨学金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

1) 返還事由

- ア 奨学金の貸付を停止されたとき。
- イ 養成施設を卒業して2年以内に、小国公立病院の看護師採用試験に合格しなかったとき、又は看護師免許が取得できなかったとき。
- ウ 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2) 延滞金

返還額を返還期日までに、返還されない場合は、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年7.3パーセントの割合をもって計算した延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければなりません。

4 奨学金の返還猶予

次の奨学金の猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

- ア 奨学金の貸付を停止した後も引き続き養成施設に在学しているとき
- イ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

5 奨学金の返還免除

次の奨学金の免除事由が生じたときは、返還を猶予します。

<全額免除>

- 1) 奨学金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業して2年以内に小国公立病院の看護師として勤務し、その期間の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数に達したとき。
- 2) 小国公立病院での勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

<全額または一部免除>

- 1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金を返還することができなくなったとき。
- 2) 小国公立病院の都合により、看護師採用試験を受験できなかったとき。
- 3) 特に管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

6 注意事項

- 1) 申請者は、この要領のほか「小国町外一ヶ町公立病院組合看護学生奨学金貸付条例」を熟読の上、本制度の内容を十分確認してください。
- 2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。
- 3) 申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

7 応募先

小国公立病院 事務局
〒869-2501
熊本県阿蘇郡小国町宮原 1743
電話 0967-46-3111
FAX 0967-46-4936